令和２年度海洋博公園屋外設置デジタルサイネージ端末導入
特記仕様書

第１条（適用）

本特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）は、令和２年度海洋博公園屋外設置デジタルサイネージ端末導入（以下、「本業務」という。）を遂行するために必要な事項を定める。なお、特記仕様書中、一般財団法人沖縄美ら島財団を「甲」といい、特記仕様書等に基づき、甲から委託を受けて本業務を行うものを「乙」という。

第２条（目的）

本業務は、海洋博公園内において、屋外利用者にも公園の最新情報を提供し、施設の利用促進及び来園者の満足度向上を図ることを目的として、屋外対応のデジタルサイネージ端末を導入するものである。

第３条（業務内容）

（1）　実施期間：契約締結日翌日～令和３年３月 31 日

（2）　実施内容：

①乙は甲が屋外デジタルサイネージを導入するために必要な配信端末、ディスプレイ、及び付属品等の提供と設定を行う。

※設置の目安は、令和３年３月 29 日頃とする。天候等の状況に合わせて実施する。

②乙は甲が屋外デジタルサイネージを運用するために必要なサイネージシステム、通信設定、保守等の提供と設定を行う。なお、サイネージシステムは甲が他事業で既に導入している ANT'S サイネージとする。

※通信設定・保守に関する契約は決定業者と別途締結するものとする。よって本業務には含めないこと。また、令和３年３月内はサービス運用期間とし、令和３年４月以降システム利用料金、通信年額費用等が発生するものとする。

③端末の設置場所はイルカミスト周辺１台、中央ゲート案内所横１台とする。電源は設置場所の 10m 以内に甲にて設置する。乙は 10m 程度の電源コードを筐体に含めること。キャスター等で移動可能な可動式とする（重さに十分耐え、ある程度の段差は超えることができる仕様とする。前面２か所のキャスターにブレーキを備えること。別途アジャスター4 か所設置。転倒対策は甲が行う。）。

④上記仕様の詳細は別添「数量総括表」の通りとする。

（3）　業務内容・業務遂行上からの理由により甲との調整等の結果、実施業務の内容について変更の必要がある場合は、乙は書面により甲の承認を得なければならない。

第４条（再委任の制限）

（1）　乙は、本業務の項目中、以下の項目については、再委任してはならない。

① 本業務における総合的な企画、業務管理、手法の決定及び技術的な判断。

② 本業務における実施内容の解析及び技術的な判断。

（2）　乙は、上記（1）に規定する業務以外の再委任にあたっては、甲の承諾を得なければならない。

（3）　乙は、業務の一部を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し、業務の実施等についての適切な指導管理を行わなければならない。なお、協力者は、沖縄総合事務局及び沖縄県の競争参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第５条（支払い）

代金の支払いは、全ての業務完了後、甲の検収をもって行うもの（完了払）とする。

第６条（安全管理）

乙は、作業の際には安全管理に留意し、その保全に努めること。万が一、事故等が生じた場合には、速やかに甲に報告するとともに関係機関へ連絡し、応急処置を行うものとする。

第７条（業務内容の実施方法及び変更）

乙は、業務の実施に際して甲乙間の協議結果、並びに甲からの指示に基づいて行うものとする。また、甲は、事由がある場合には、業務内容を変更、又は一時中止することができる。この場合において委託費又は履行制限を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、書面によりこれを決定するものとする。

第８条（車輌）

本業務の実施に伴う資材搬入・スタッフ等の車輌を入園する場合は、当公園車輌規程に基づき、入園２日前迄に車輌入園許可手続きを行うこととする。

第９条（その他）

本業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議をするものとし、軽微な事項については甲の指示に従い誠意を持って本業務の遂行にあたるものとする。

以上